

## 景観形成等基本方針（ふるさと兵庫景観づくり基本方針）の改定について

### 1 基本方針の位置づけ

- ・景観の形成及び大規模建築物等その他の建築物等と地域の景観との調和を図るための方針（景観の形成等に関する条例第7条）
- ・令和3年度に景観条例を改正し、「景観形成重点区域」、「景観遺産」制度を創設

### 2 基本方針改定のポイント

景観条例のR3改正において創設した制度を位置づけ

- ・景観形成重点区域  
景観形成地区等内で地区の顔づくりが進むよう重点的に整備
- ・景観遺産  
景観形成地区等の指定に至っていない日常に隠れた何気ない景観

### 3 基本方針の骨子

【現行】	【改定案】
はじめに 第1章 基本方針の役割と位置づけ ・基本方針の役割 ・県・市町の関連計画との関係	はじめに 第1章 基本方針の役割と位置づけ 同左
第2章 ふるさと兵庫の景観 ・ふるさと兵庫を構成する主要な景観 ・景観行政に係るこれまでの取組	第2章 ふるさと兵庫の景観 同左
第3章 景観づくりの方針 ・景観の課題 ・景観づくりの方針	第3章 景観づくりの方針 同左
第4章 景観づくりの考え方と取組方策 ・担い手とその役割 ・取組にあたって期待される姿勢 ・取組方策	第4章 景観づくりの考え方と取組方策 同左
第5章 県の景観づくりの施策 ・施策・制度の体系 ・施策・制度	第5章 県の景観づくりの施策 ・施策・制度の体系 ・施策・制度 <u>（景観形成重点区域、景観遺産）</u>

下線部は、新規追加項目

### 4 今後のスケジュール

- R4.12.19 景観審議会にて報告
- R5.2 改定・公表

### ②良好な田園風景を有する地域

県内には、山あいの地形に沿って立地した集落、広々とした田園、背景の山々などがあいまって、豊かな田園の風景をつくりだしている地域、また棚田などの地域固有の田園風景を有する地域などがあります。

日本のふるさとの原風景ともいべきこれら良好な田園風景については、かけがえのない財産であることを共通認識として、守り育てていく必要があります。

### ③歴史的又は文化的な風景を有する地域

城、古墳、鎮守の森などの歴史的資源、神話、風土記、小説などの物語の背景となっている名所やゆかりの地、また、地域固有の風土や人々の生業によって形成された文化的環境は、地域の財産であり、人々の心のよりどころになっています。

これらの歴史的資源や文化的環境を広がりを持って有する地域では、過去から育まれた地域固有の環境を保全していくことが必要となります。

## ○沿道型広域景観形成地域

### …「国道、県道等の沿道の地域」

複数の市町間を結び、地域の広域交通を担う国道や主要地方道（県道）は、地域住民だけではなく、県内外から来訪する多数の者が通行することから、県全体の景観イメージを印象づける上でもその沿道の景観形成は極めて重要です。



国道 312 号沿道地域

近年、各地にみられる沿道景観の乱れを踏まえ、これらの幹線道路の沿道においては、地域の個性の創出、山並み等への眺望の確保、広域的な観光促進などの観点から、土地利用誘導を図る緑条例の計画整備地区制度とも連携しながら、大規模な建築物等と屋外広告物を一体的に景観誘導することが求められます。

## ●景観形成重点区域

景観形成地区又は広域景観形成地域内の特に優れた景観の形成を図る必要がある区域を「景観形成重点区域」として指定し、特に景観形成に必要な事項として景観形成重点基準を定めます。

また、景観形成重点区域の優れた景観を展望できる地点を「景観展望地点」として指定します。

建築物等の新築や増改築、広告物等の表示、屋外自動販売機の設置などを行う場合に届出を求め、区域の特性に応じた景観の形成を図ります。

## ●景観遺産

地域特有の景観や日常に隠れた何気ない景観を「景観遺産」として登録して情報発信し、身近な景観の意義や魅力を県民に広く周知することで、ふるさと意識を啓発し、地域の活性化につなげます。

### ■景観遺産の登録対象

主に以下のような建造物（建造物群）・樹木（樹木の集団）・土地の区域を景観遺産として登録します。

登録の対象
<p><b>【地域との関係性】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の生活・歴史・文化・生業（産業）と深いつながりを有するもの</li> <li>・ 風土（気候・地勢など）の影響を受けて形成されたもの</li> <li>・ 地域の人々の暮らしや行事に欠かせないもの</li> <li>・ 身近な景観の構成要素として、地域の人々から親しまれているもの</li> <li>・ 住民団体等による景観づくりの持続的な取組と関連があるもの</li> </ul>
<p><b>【独自性】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域特有の構法や意匠形態を有するもの</li> <li>・ 地域特有の植物の群生など</li> </ul>
<p><b>【希少性】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同じ特徴を持つ他の建造物等が失われ、希少価値を有するもの</li> <li>・ 特徴的な外観や意匠形態を有するもの</li> </ul>